

～2022(令和4)年度 福祉・介護職員処遇改善実績報告～

社会福祉法人 風舎 事務局

当法人は、福祉・介護職員処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等支援加算の取得を行い、障害施設における福祉・介護職員並びにその他職員の処遇改善を実施しております。

主な処遇改善実施内容は、以下のとおりです。

■ 処遇改善加算

(1) 処遇改善手当

<支給対象者>

生活支援員、職業指導員、世話人、夜間支援従事者。

※上記以外の職員については法人負担にて同額支給。管理者・サービス管理責任者除く。

<支給額>

- ・週所定労働時間 20 時間以上の福祉・介護職員・・・月額 12,000 円
- ・週所定労働時間 20 時間未満の福祉・介護職員・・・月額 9,000 円

(2) 資格手当

<支給対象者>

下記資格保有者

- ① 社会福祉士、② 精神保健福祉士、③ 正看護師、④ 介護福祉士、⑤ 准看護師

<支給額>

- ・上記資格①・②・③・・・月額 15,000 円
- ・上記資格④・⑤……………月額 10,000 円

※但し、週所定労働時間 20 時間未満の場合：月額 $\frac{2}{1}$ の支給。(給与規程)

(3) 特別業務手当

<支給対象者>

重度利用者の支援を担当する職員、目標工賃達成指導員 (B 型)

<支給額>

月額 5,000 円

※但し、週所定労働時間 20 時間未満の場合：月額 $\frac{2}{1}$ の支給。(給与規程)

(4) 子ども手当

<支給対象者>

健康保険の被扶養者に該当する 18 歳未満の子を扶養している職員

<支給額>

子 1 人につき 5,000 円 (上限 20,000 円)

■ ベースアップ等支援加算

<支給対象者>

生活支援員、職業指導員、世話人、夜間支援従事者、管理者、サービス管理責任者、看護師、事務員、調理員（＝全職員）

<支給額>

月給者・・・基本給×3% を支給。

時給者・・・時間給×週所定労働時間×4.3週×3%

■ 特定処遇改善加算

<支給対象者>

① 経験・技能のある障害福祉人材

→ 勤続年数が長く（6

② 他の障害福祉人材Ⅰ

③ 他の障害福祉人材Ⅱ

<支給額>

配分割合（①：②：③＝4：2：1）による算出額

★支給方法・・・一時金による支給。

■ 各加算の余剰額の取扱い

年度における福祉・介護職員処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等支援加算の余剰額に応じて、各加算の支給対象者へ支給。

以上